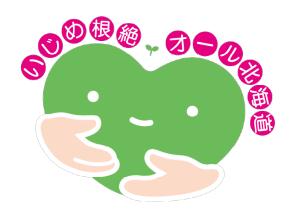
# 学校いじめ防止基本方針

&

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



2025年 4月 施行

北海道名寄高等学校

## 学校いじめ防止基本方針

北海道名寄高等学校

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

#### 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

■ 「学校いじめ防止基本方針」

(第13条)学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、 その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する 基本的な方針を定めるものとする。

■ 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

(第22条)学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に 行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有す る者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置 くものとする。

## 2 いじめの理解

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第二条)

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった 児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

\*ポイント1: 「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。

\*ポイント2: 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など心理的な

圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

\*ポイント3: 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられた

り、隠されたりすることなど。

\*ポイント4: 「けんか」や「ふざけ合い」などに潜む、表に現れにくい心理的

な被害も見逃せない。

\*ポイント5: 排他的感情や自己中心的感情を抱く生徒の心理状況を分析した指

導。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方(認識)

- •「いじめ」は、「人権に関わる重大な問題」、「卑怯な行為」
- •「いじめ」は、「どんな理由があろうとも許されるものは一切ない」
- •「いじめ」は、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」。
- •「いじめ」の 「未然防止・早期発見・初期対応」に努める。

#### (3) いじめの構造と動機

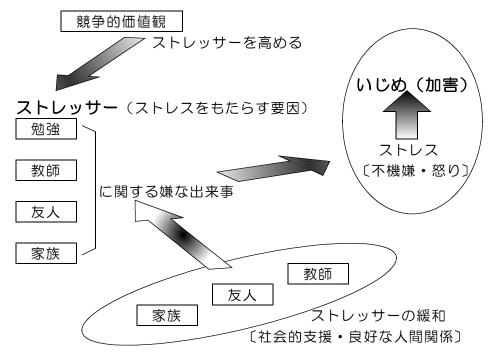


#### ② 動 機

- ・嫉 妬 心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支 配 欲 (相手を思い通りに支配しようとする)
- ・愉 快 犯 (遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強い者に追従する、数の多い側に入っていたい)
- ・嫌 悪 感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- 反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満 (いらいらを晴らしたい)

参考例: いじめの背景にあるストレス等の要因 出典: 国立教育政策研究所

いじめ加害に向かわせる要因の関係モデル



#### (4) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、 小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

## 3 いじめ防止の指導体制 (組織的対応)

- (1)日常の指導体制(未然防止・早期発見)
- (2) 重大事態・緊急事態の組織対応(いじめを認知した場合の対応)・・・・・別紙2

•••••別紙1

#### 4 いじめの予防

- (1) 学業指導の充実
  - ・規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
  - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり
- (2)特別活動、道徳教育の充実
  - ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係づくり
  - ・ボランティア活動(雪かきやスマホ安全教室)
- (3)教育相談の充実
  - 定期面談(4月、10月)、随時面談
- (4)人権教育の充実
  - ・教科指導を通じた人権意識の啓発
  - こども基本法を踏まえた指導やアイヌ文化等について学習する機会の充実や実習の 成果の活用
  - 講演会
- (5)情報教育の充実
  - ・教科「情報」におけるモラル教育
- (6) 保護者・地域との連携
  - いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の周知
  - 授業公開、行事公開、HPでの教育活動の公開
- (7) 居場所づくり、絆づくり
  - 多様性を配慮した授業や行事におけるどの生徒も成就感を味わえる場面づくり
  - 主体的に取り組む協同的な活動を通して自己有用感を感ずる集団づくり
- (8) アセスメントツール「心と体のチェックリスト」実施する。
  - 生徒支援委員会と連携し、年3回実施する。

## 5 いじめの早期発見

(1) いじめ発見

いじめ行為を直接発見した場合はその行為をその場で止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

- (2)「いじめられている生徒」と「いじめている生徒」のサインの察知・・・・別紙3、4
- (3)相談体制の整備
  - ・相談窓口の設置、生徒や保護者への周知
- (4) 定期的調査の実施
  - 「いじめ」アンケート(6月、10月)

#### (5)情報共有、対応策の策定

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・ 職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握、指導
- ・進級時の引継ぎ

### 6 いじめへの対応

#### (1) 生徒への対応

① 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、 全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- 安全・安心を確保する
- ・暖かい人間関係をつくる
- 心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える ・活動の場等を設定し、認め、励ます
  - ・継続的な指導を約束する

#### ② 「いじめている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理 解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

#### (2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったり する集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- 自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

#### (3) 保護者への対応

① 「いじめられている生徒」の保護者に対して 相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、 少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

• じっくりと話を聞く

- ・継続的な指導を約束する
- 苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
- ② 「いじめている生徒」の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があるとの認識を共有する
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- 行動が変わるためには保護者の協力が必要であることを理解してもらう
- ③ 保護者同士が対立する場合など 教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある
  - ・慎重さも大切だが、時間をおかない
  - 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
  - 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
  - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

#### (4) 関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
  - ・関係生徒への支援・指導や保護者への対応についての助言
  - 関係機関との調整
- ② 警察との連携
  - 心身や財産に重大な被害が疑われることがある
  - ・犯罪等の違法行為がある場合がある
- ③ 福祉関係機関との連携
  - ・家庭での養育に関する指導・助言
  - ・家庭での生徒の生活や環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 7 ネットいじめへの対応

#### (1) ネットいじめ

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する。

※ 犯罪行為

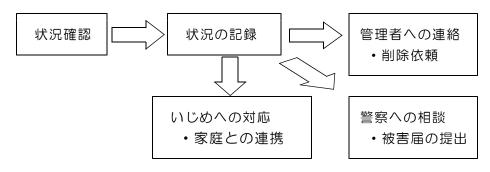
#### (2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
- フィルタリングの推進
- ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

③ ネット社会についての講話(防犯)の実施

- (3) ネットいじめへの対処
  - ① ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ・ネットパトロール
  - ② 不当な書き込みへの対処



## 8 重大事態への対応

- (1) 重大事態・緊急事態の発生
  - ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・生徒が自殺を図る場合
  - ・精神性の疾患を発症する場合
  - ・身体に重大な障害を負う場合
  - ・高額の金品を奪い取られる場合

## ※ 犯罪行為

- ② 生徒が長期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続しないが断続的に欠席を繰り返す場合
- (2) 重大事態時の報告・調査協力
  - ① 道教委への報告
  - ② 道教委設置の緊急調査組織の協力依頼
  - ③ 管内支援チーム・関係機関への支援要請

## 9 いじめ防止基本方針を周知

- (1) 学校いじめ防止基本方針の共通理解に関する研修
  - ① 職員会議等で「いじめの理解」や「いじめ防止基本方針の理解」に関わる校内研修等を年複数回程度実施する。
  - ② 「いじめ対応ガイドブック・支援ツールコンパス」を参考に、全教職員を対象とする校内研修を年複数回実施する。
  - ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携による、「SOSの出し方に関する教育」や「生命(いのち)の安全教育」等の取り組みを関係諸機関と連携して実施する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針の周知・理解を深める取り組み
  - ① 新入生オリエンテーションや入学式、PTA総会など、年度初めの集会の際に、学校いじめ防止基本方針の内容や警察と連携したいじめ問題への対応について、内容を説明し、周知する。
  - ② 学校いじめ防止基本方針について、学校評価項目に位置づけ、児童生徒や保護者教職員、地域住民から意見を取り入れる。

## 日常の指導体制 (未然防止・早期発見)

### 管 理 職

- ・学校いじめ防止基本方針
- いじめを許さない姿勢
- ・ 風通しのよい職場
- ・保護者や地域との連携

【報告】

教育委員会

## いじめ対策委員会

【年複数回定期的に開催】【緊急対応】

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- 年間指導計画の調整(学年·生徒指導部·生徒支援委員会)
- 校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断・認知
- ・要配慮生徒への支援方針の策定

【情報収集】

【情報共有】

【対策策定】

生徒指導部(職員会議)



## 未然防止

- ◇学業指導の充実
  - ・ 学びに向かう集団づくり
  - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
  - 定期面談、随時面談
- ◇人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
  - 講演会
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者や地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知 及び定期的な見直し、点検
  - ・教育活動の公開

# 立

# 早期発見積極的認知

- ◇情報の収集
  - ・教員の観察による気付き
  - ・養護教諭からの情報
  - 相談・訴え (生徒・保護者・地域等)
  - アンケート
  - 各種調查、分析
  - 面談(担任や顧問で年複数回)
- ◇相談体制の確立
  - 相談窓口の設置、周知
- ◇情報の共有
  - 報告経路の明示、報告の徹底
  - ・ 職員会議等での情報共有
  - ・要配慮生徒の実態把握

## 重大事態・緊急事態時の組織対応

いじめ認知 生徒指導部長 数頭 **校**長

## いじめ対策委員会

【緊急対応】

- ◆構成員(緊急性・重大性に応じて随時招集、協議)教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、 生徒支援委員会、スクールカウンセラー 他
- ◆いじめ認知、報告
- ◆調査方針・方法等の決定 目的、優先順位、担当、期日 等

職員会議

【情報共有】 【対策策定】

保護者

域

民生委員

市教委

地

## 調査・事実関係の把握

◆指導方針・指導体制の確立 指導・支援の対象と具体的な手立て

- •特定(被害生徒・保護者、加害生徒・保護者) ※懲戒
- 一部 (観衆、傍観者)
- ・全体(全体、学年、クラス)

いじめ認知・解決への指導・支援

継続指導・経過観察

◆事態収束の判断

被害生徒がいじめの解消を自覚し関係生徒との関わり方が良好になっている場合

## 【重大事態】

教育委員会 【報 告】

## 関係機関

- 警察
- 福祉機関
- 医療機関

【指導·支援】

日常の指導 体制の充実 □ 収束 | 継続

いじめが解消しても、 継続指導が必要な場合

## 1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場面	サイン
登校時朝のSHR	□遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 □教員と視線を合わせず、うつむいている。 □体調不良を訴える。 □提出物を忘れたり、期限に遅れる。 □担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	□保健室・トイレに行くようになる。 □教材等の忘れ物が目立つ。 □机周りが散乱している。 □決められた座席と異なる席に着いている。 □教科書・ノートに汚れがある。 □突然個人名が出される。
休み時間等	<ul><li>□弁当にいたずらをされる。</li><li>□昼食を教室の自分の席で食べない。</li><li>□用のない場所にいることが多い。</li><li>□ふざけ合っているが表情がさえない。</li><li>□衣服が汚れていたりしている。</li><li>□一人で清掃している。</li></ul>
放課後等	<ul><li>□慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。</li><li>□持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。</li><li>□一人で部活動の準備、片付けをしている。</li></ul>

## 2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
口教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
│ □ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 │ □教員が近づくと、不自然に分散したりする。
口自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

## 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み 時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
□嫌なあだ名が聞こえる。 □席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 □何か起こると特定の生徒の名前が出る。 □筆記用具等の貸し借りが多い。
□壁等にいたずら、落書きがある。 □机や椅子、教材等が乱雑になっている。

## 2 家庭でのサイン

サイン
□学校や友人のことを話さなくなる。 □友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 □朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 □電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 □受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 □不審な電話やメールがある。 □遊ぶ友達が急に変わる。 □部屋に閉じこもったり、家から出ない。
□理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 □理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 □登校時刻になると体調不良を訴える。 □食欲不振・不眠を訴える。
口学習時間が減る。 口成績が下がる。
□持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 □自転車がよくパンクする。 □家庭の品物、金銭がなくなる。 □大きな額の金銭を欲しがる。